2026 年 11 月 24 日
ＮＨＫ

未契約世帯に対する受信契約と受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟について

本日、福岡県内の３世帯、沖縄県内の８世帯について、受信契約の締結と受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟を管轄する簡易裁判所（福岡簡易裁判所３件、那覇簡易裁判所８件）に提起しました。

受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的として、放送法が改正され、2023 年 4 月から、「正当な理由がなく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」等に割増金を請求することができる制度が導入されました。

今回の 11 世帯は、契約締結をお願いする文書の送付や電話・訪問などにより誠心誠意説明し、丁寧な対応を重ねてまいりましたが、応じていただけなかったため、やむを得ず最後の手段として、割増金の請求を含む民事訴訟の提起に至りました。

割増金の運用については、国会の附帯決議でも、受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこととされています。こうしたことから、今後も対象となる事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用してまいります。